

## 自治基本条例の項目

## 前文

## 第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 条例の位置付け

第4条 基本理念

第5条 まちづくりの基本原則

## 第2章 市民

第6条 まちづくりに参加する権利

第7条 市政の情報を知る権利

第8条 市民の責務

第9条 事業者の責務

## 第3章 議会及び議員

第10条 議会の役割及び責務

第11条 市民に開かれた議会

第12条 議員の役割及び責務

## 第4章 市長及び職員

第13条 市長の役割及び責務

第14条 職員の責務

第15条 職員の育成

## 第5章 行政運営

第16条 行政運営の基本

第17条 総合計画等

第18条 財政運営

第19条 行政評価

第20条 公正で信頼の置ける行政運営の確保

## 第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第21条 市政への市民参加の推進

第22条 住民投票

第23条 市民によるまちづくり活動の促進

第24条 青少年や子どものまちづくりへの参加

第25条 情報公開

第26条 情報提供

第27条 個人情報の保護

第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域の  
まちづくり

第29条 区におけるまちづくり

## 第7章 他の自治体等との連携・協力

第30条 他の自治体等との連携・協力

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等  
の評価及びこの条例の見直し第31条 市民自治によるまちづくりに関する施策  
等の評価

第32条 この条例の見直し

第33条 市民自治推進会議

## 第4回 (R2.11.5)

- ・前文～第5章まで現状評価、課題抽出
- ・R2年度 市民ワークショップテーマの意見聴取

## 第5回 (R3.1.14)

- ・第6章の第21条～第22条まで現状評価、課題抽出

## 第6回 (R3.3.26)

- ・第6章の第23条～第28条まで現状評価、課題抽出

## 第7回 (R3.7.7)

- ・第6章の第29条～第8章まで現状評価、課題抽出

## 第8回 (R3.11.12)

- ・自治基本条例の見直しの必要性について
- ・市の施策や制度についての評価、提言の方向性まとめ

## 報告書案作成(座長、委員、事務局)

## 第9回 (R3.11～12)※書面開催を想定

- ・自治基本条例の検証に係る報告書内容の最終確認

## 第10回 (R3.12～R4.1)

- ・市民参加条例制定の必要性について

## 報告書案作成(座長、委員、事務局)

## 第11回 (R4.2)

- ・市民参加条例制定に係る報告書内容の最終確認